

3 行政庁への届出

長野県知事の許可・免許を受けている場合は、長野県に届出 процедуруをしてください。
国土交通大臣の許可・免許を受けている場合は、関東地方整備局に届出 процедуруをしてください。

【届出方法および問い合わせ先について】

許可・免許	業者種類	届出先	届出方法	連絡先・問い合わせ先	備考			
長野県知事	建設業者	佐久建設事務所総務課 【小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡の事業者】	持参	0267-63-3170	・届出書の提出部数は、正本1部、副本2部です。 (副本のうち1部は、控えとして返却します。)			
		上田建設事務所総務課 【上田市、東御市及び小県郡の事業者】		0268-25-7161				
		諏訪建設事務所総務課 【岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡の事業者】		0266-57-2933				
		伊那建設事務所総務課 【伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡の事業者】		0265-76-6845				
		飯田建設事務所総務課 【飯田市、下伊那郡の事業者】		0265-53-0448				
		木曾建設事務所総務課 【木曾郡の事業者】		0264-25-2238				
		松本建設事務所総務課 【松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡の事業者】		0263-40-1962				
		大町建設事務所総務課 【大町市、北安曇郡の事業者】		0261-23-6530				
		長野建設事務所総務課 【長野市、須坂市、千曲市、坂城町、上高井郡及び上水内郡の事業者】		026-234-9537				
		北信建設事務所総務課 【中野市、飯山市、下高井郡及び栄村の事業者】		0269-28-0771				
		宅地建物取引業者		佐久地方事務所建築課 【小諸市、佐久市、南佐久郡及び北佐久郡の事業者】		持参	0267-63-3160	・届出書の提出部数は、正本1部、副本2部です。 (副本のうち1部は、控えとして返却します。)
				上小地方事務所建築課 【上田市、東御市及び小県郡の事業者】			0268-25-7142	
				諏訪地方事務所建築課 【岡谷市、諏訪市、茅野市及び諏訪郡の事業者】			0266-57-2923	
				上伊那地方事務所建築課 【伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡の事業者】			0265-76-6830	
下伊那地方事務所建築課 【飯田市、下伊那郡の事業者】	0265-53-0433							
木曾地方事務所商工観光建築課 【木曾郡の事業者】	0264-25-2229							
松本地方事務所建築課 【松本市、塩尻市、安曇野市及び東筑摩郡の事業者】	0263-40-1935							
北安曇地方事務所商工観光建築課 【大町市、北安曇郡の事業者】	0261-23-6524							
長野地方事務所建築課 【長野市、須坂市、千曲市、坂城町、上高井郡及び上水内郡の事業者】	026-234-9529							
北信地方事務所建築課 【中野市、飯山市、下高井郡及び栄村の事業者】	0269-23-0220							
国土交通大臣	建設業者		国土交通省 関東地方整備局 建設部 建設産業第一課	原則郵送	048-601-3151		○届出書の提出部数は正本1部です。 ○各都県を経由せず、直接関東地方整備局に提出して下さい。 (郵送送付先) 〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1 さいたま新都心合同庁舎2号館	
	宅地建物取引業者		国土交通省 関東地方整備局 建設部 建設産業第二課	原則郵送	048-601-3151			

4 届出期間は基準日から3週間以内です。

届出期間は毎年「4月1日から21日※」および「10月1日から21日※」に行うことが必要です。

期間内に届出をしない場合や資力確保措置を講じていない場合は、監督処分や罰則が適用されることとなります。

※休日の場合は翌営業日になります。

作成・問い合わせ先

○国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室／総合政策局建設業課・不動産業課 (電話) 03-5253-8111 (代表)
URL: <http://www.mlit.go.jp> (HPTOPのトピックス内[特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律コーナー]をご覧ください。)

○都道府県連絡先：長野県建設部住宅課・建設政策課・建築指導課
(電話) 026-232-0111

新築住宅を供給する事業者の方への大切なお知らせ

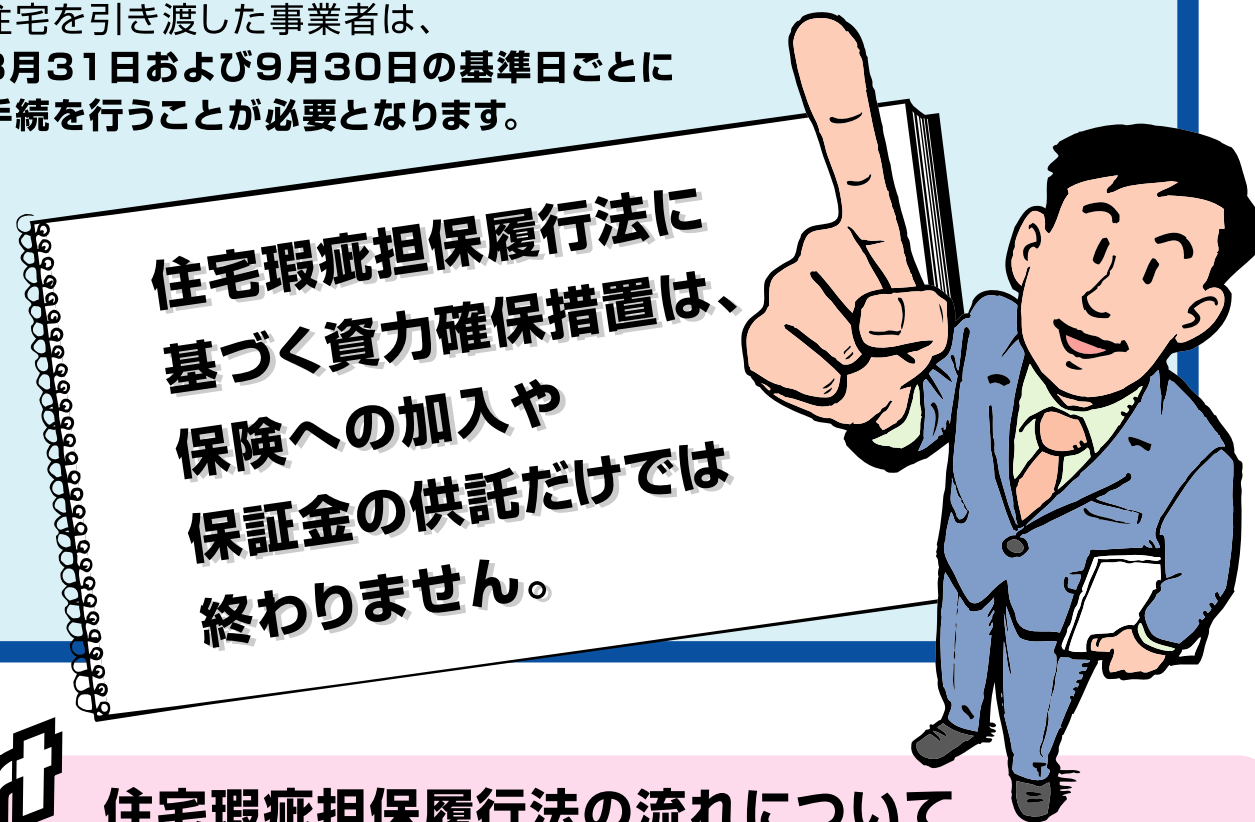
長野県版

住宅瑕疵担保履行法

～特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律～

基準日における届出事項

「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に基づき、
新築住宅を引き渡した事業者は、
毎年3月31日および9月30日の基準日ごとに届出事項を行うことが必要となります。



Start

住宅瑕疵担保履行法の流れについて

免許を受けた宅地建物取引業者または許可を受けた建設業者である

YES

平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡している

YES

引き渡した相手が宅地建物取引業者以外である

YES

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置(保険への加入または保証金の供託)が必要です

届出事項が必要ですよ

届出事項に必要な書類

- 届出書
- 引渡し物件一覧表
- 保険契約締結証明書または供託書の写し
(保険加入の場合) (供託の場合)

NO

届出事項は必要ありません

パンフレット中面をご覧ください

